

令和7年度における取適法の運用状況
及び
中小事業者等の取引適正化に向けた取組

令和8年6月10日
公正取引委員会



公正取引委員会

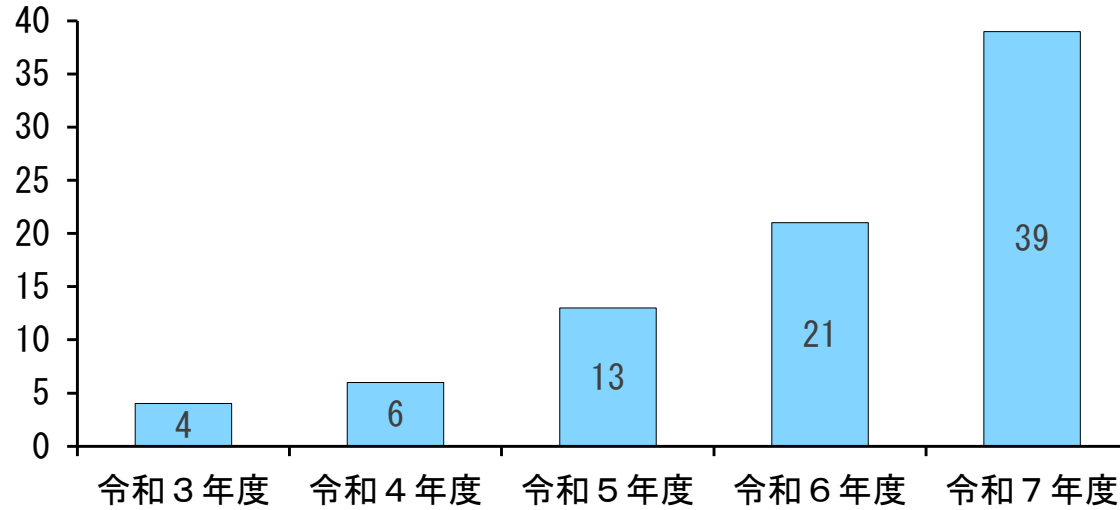
Japan Fair Trade Commission

取適法の運用状況

- 1 令和7年度の勧告件数39件
(平成以降で最多)
- 2 うち、中小企業庁長官からの措置請求に基づく
勧告件数9件 (平成以降で最多)
- 3 特定業種・業界における集中調査の実施

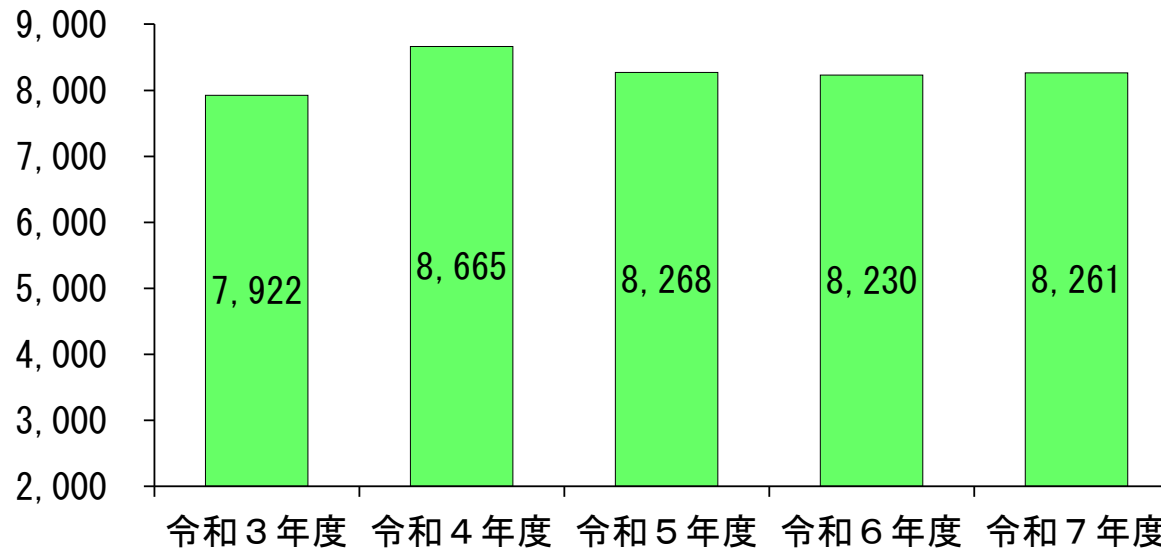
勧告件数の推移

[単位：件]



指導件数の推移

[単位：件]



1 価格転嫁に関連するもの（買ったとき）

㈱スニックは、自社が製造を請け負う自動車用部品等の製造を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和6年3月以降、下請事業者に製造を委託した自動車用部品等について、量産が終了し、発注数量が大幅に減少して1個当たりの製造に要する費用が大幅に増加することが明らかであったにもかかわらず、下請事業者10名と単価の見直しについて協議することなく、一方的に量産時の発注数量を前提とした単価で下請代金の額を定めた。

本件は、中小企業庁が㈱スニックに対して調査を行い、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して措置請求を行った事案である。

※㈱スニックに対しては、不当な経済上の利益の提供要請についても勧告を行った。

【主な勧告の内容】

- 通常支払われる対価に比し著しく低い額ではない額まで、令和6年3月発注分に遡って引き上げること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

2 価格転嫁に関連するもの（減額）

㈱ヨドバシカメラは、家庭用電気製品等の製造等を下請事業者に委託しているところ、令和6年1月から令和7年3月までの間、「リベート」等の名目で、下請代金の額に一定率を乗じて得た額又は一定額を下請代金から減じていた。

本件は、関東経済産業局が㈱ヨドバシカメラに対して調査を行い、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して措置請求を行った事案である。

【主な勧告の内容】

- 今後、下請代金の減額を行わないこと等を取締役会の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

3 運送業務に関連するもの（不当な経済上の利益の提供要請、減額）

○ センコー株は、荷主から請け負う貨物の運送を下請事業者に委託しているところ、

- (1) 令和4年12月から令和7年11月までの間、下請事業者17名に対し、自社が管理する施設内において、自己のために無償で荷積み及び荷卸し並びにその他運送に附帯する業務を行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。
- (2) 令和4年12月から令和6年3月までの間、自社が貨物の荷積み又は荷卸しの準備を終わらせていなかったなど自社の都合により、下請事業者19名に対し、自社が管理する施設内において、自己のために無償で貨物の受渡しのための待機を長時間行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

【主な勧告の内容】

- 今後、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等について、取締役会の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

○ 南日本運輸倉庫株は、自社が荷主から請け負う食品の運送の全部又は一部を下請事業者に委託しているところ、令和6年6月から令和7年9月までの間、次の(1)及び(2)の行為により、下請代金の額を減じていた。

- (1) 「元請管理手数料」等の額を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。
- (2) 前記(1)の額を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払させた際に、振込手数料の額を支払わせていた。

【主な勧告の内容】

- 今後、下請代金の減額を行わないこと等を取締役会の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

4 金型等に関連するもの（不当な経済上の利益の提供要請）

- 日精樹脂工業(株)は、自社が販売し又は製造を請け負う射出成形機の部品の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に貸与していた木型又は金型について、遅くとも令和6年2月2日以降、長期間使用されていないことを認識したにもかかわらず、下請事業者13名に対し、合計260型の木型又は金型を、引き続き、自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

※日精樹脂工業(株)に対しては、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しについても勧告を行った。

【主な勧告の内容】

- 今後、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

- トヨタ自動車東日本(株)は、自社が製造を請け負う自動車部品等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者所有の金型、治具その他道具類（以下「金型等」という。）を自己の承諾なしには廃棄させないようにしていたところ、遅くとも令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者10名に対し、合計440個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

※トヨタ自動車東日本(株)に対しては、下請事業者から製造完了の連絡のあった一括生産部品を速やかに受領しなかった行為についても不当な経済上の利益の提供要請に当たるとして勧告を行った。

【主な勧告の内容】

- 今後、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

- 東芝産業機器システム(株)は、自社が販売し又は製造を請け負う電動機、変圧器、受配電盤、制御盤、汎用インバータ等の製品等及びその部品（以下「製品等」という。）の製造を下請事業者に委託していたところ、遅くとも令和6年2月1日以降、東芝産業機器システム(株)が下請事業者に貸与している金型、木型、樹脂型、治具、工具等（以下「金型等」という。）を用いて製造する製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者47名に対し、合計1,510個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

【主な勧告の内容】

- 今後、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議により確認すること。
- 取適法の遵守体制を整備すること。

5 その他（不当な経済上の利益の提供要請の禁止、返品）

- (株)スズキ自販大分は、顧客から請け負う自動車の板金塗装等の修理業務を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和4年5月から令和6年8月まで、自社が請け負う自動車の修理の顧客に代車として貸し出すために、下請事業者に対し、合計25台の自動車を自己のために無償で提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

【主な勧告の内容】

- 今後、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

- 不二サッシ(株)は、自社が販売し又は製造を請け負うアルミサッシ等の製品を構成する部品（以下「部品」という。）の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、下請事業者から部品を受領した後、当該部品に係る受入検査を行っていないにもかかわらず、当該部品に瑕疵があることを理由として、令和5年12月1日以降、当該部品を引き取らせるなどしていた。

※不二サッシ(株)に対しては、下請事業者に貸与した金型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず無償で保管させていた行為についても不当な経済上の利益の提供要請に当たるとして勧告を行った。

【主な勧告の内容】

- 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、返品を行わないこと等を取締役会の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

取適法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

年度	新規着手件数				処理件数				
	定期調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導(注1)	小計		
令和7年度	8,156	161	9	8,326	39	8,261	8,300	30	8,330
製造委託等(注2)	5,264	125	9	5,398	37	5,337	5,374	22	5,396
役務委託等(注3)	2,892	36	0	2,928	2	2,924	2,926	8	2,934
令和6年度	8,152	119	1	8,272	21	8,230	8,251	55	8,306
製造委託等	5,369	85	1	5,455	17	5,420	5,437	31	5,468
役務委託等	2,783	34	0	2,817	4	2,810	2,814	24	2,838
令和5年度	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328
製造委託等	5,244	62	0	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
役務委託等	2,876	50	0	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966

(注1) 指導件数には違反のおそれのある行為に対する指導件数を含む。

(注2) 製造委託等とは、製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注3) 役務委託等とは、令和6年度以前においては情報成果物作成委託及び役務提供委託を、令和7年度においては情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。以下同じ。

○自発的申出の件数、自発的申出による原状回復の金額、 自発的申出により原状回復を受けた中小受託事業者数の推移

自発的申出の件数、自発的申出による原状回復の金額

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規に受けた自発的な申出の件数	32件	23件	39件	32件	53件
処理した自発的な申出の件数	34件	20件	39件	36件	49件
自発的申出による原状回復の金額	1億4896万円	8億2106万円	7770万円	3億5328万円	12億1019万円
自発的申出により原状回復を受けた中小受託事業者数	433名	91名	2,158名	525名	1,234名

公正取引委員会は、委託事業者の自発的な改善措置が中小受託事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、中小受託事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、委託事業者の法令遵守を促す観点から、中小受託事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表（注））。

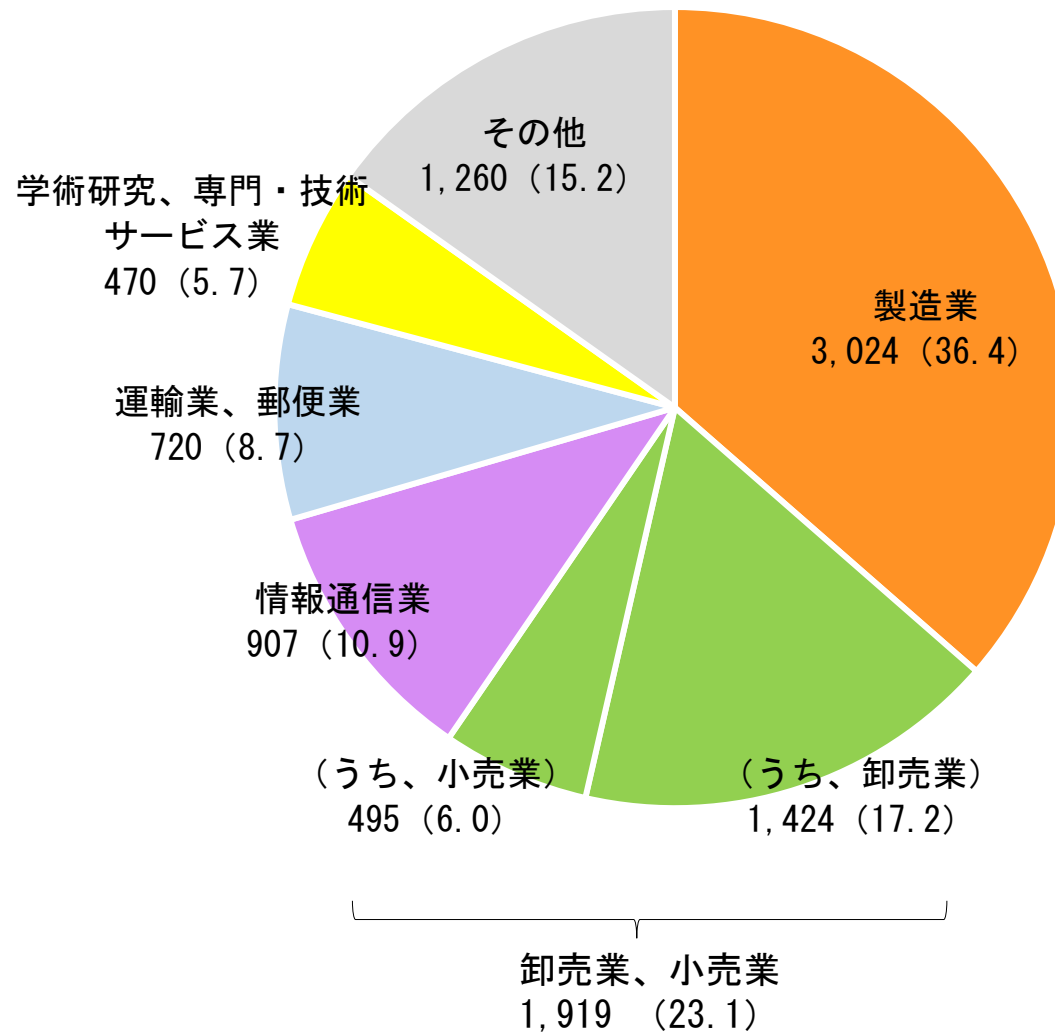
（注）https://www.jftc.go.jp/toriteki/toriteki_tetsuduki/081217.html

中小企業庁と合同で、取適法の執行を通じた取引の適正化の取組を更に効果的なものとするため、特定の業種・業界における取適法違反被疑行為について集中的に調査を行い、取適法に違反する行為等が認められた事業者に対して、迅速に指導等を行う集中調査を新たに実施。



- ・ **自動車ディーラー及び車体整備事業者間の取引における取適法違反被疑事件の集中調査（令和7年12月公表）**
→ 書面の不交付・記載不備、支払遅延、買ったたき、不当な経済上の利益提供要請等について、2件の勧告及び160件の指導
- ・ **運送事業者間の取引における取適法違反被疑事件の集中調査（令和7年12月公表）**
→ 書面の不交付・記載不備、買ったたき、不当な経済上の利益提供要請等について、2件の勧告及び530件の指導

[単位：件、(%)]



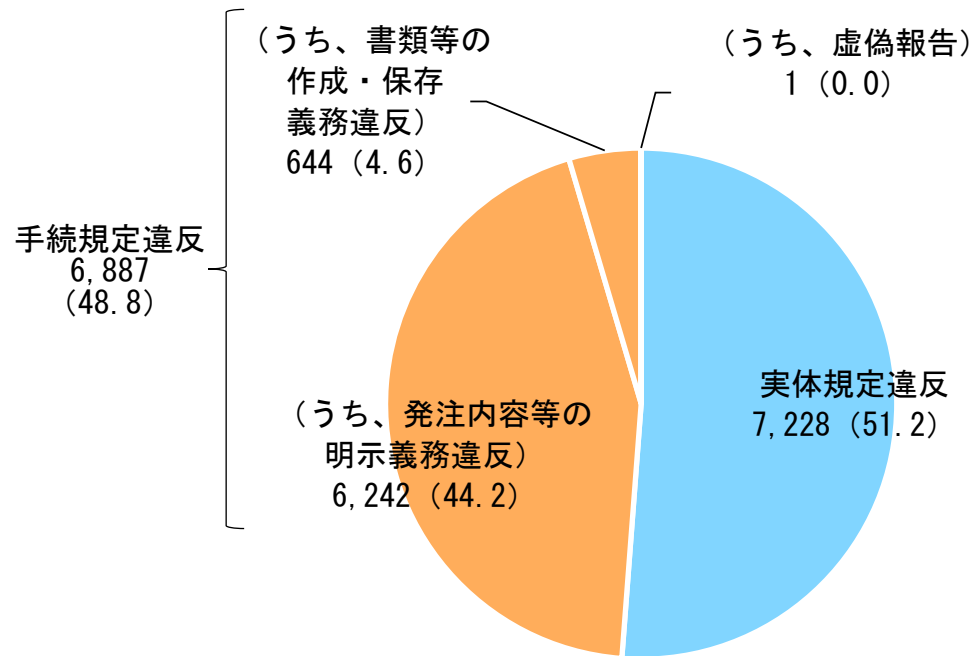
(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) () 内の数値は勧告・指導件数全体に占める比率である。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

○類型別件数(14,115件)の内訳、 実体規定違反件数(7,228件)の行為類型別内訳

類型別件数(14,115件)の内訳

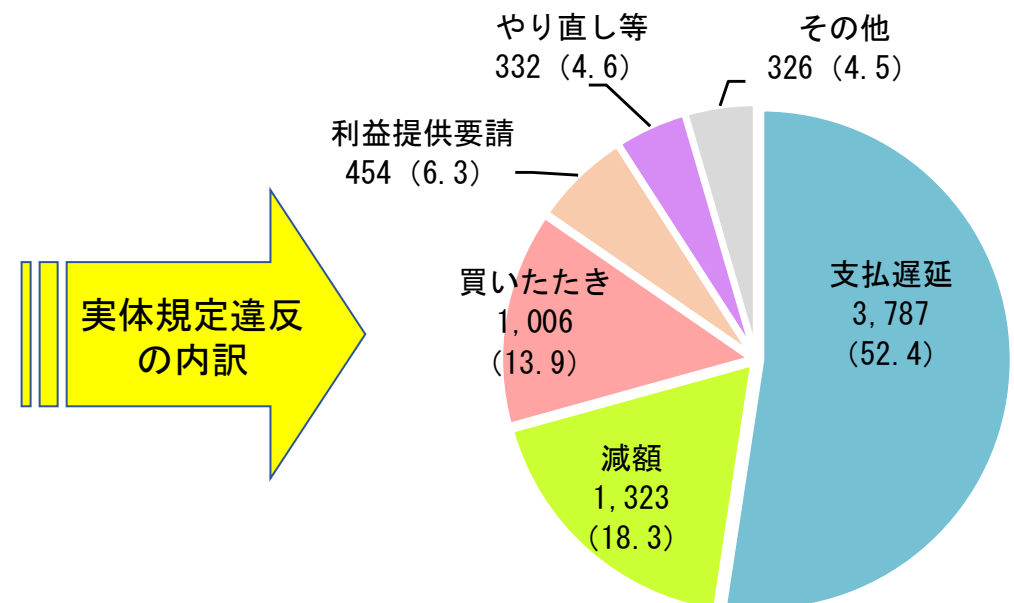
[単位：件、(%)]



(注) () 内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。
1つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と、8頁の勧告・指導の合計件数とは一致しない。

実体規定違反件数(7,228件)の行為類型別内訳

[単位：件、(%)]

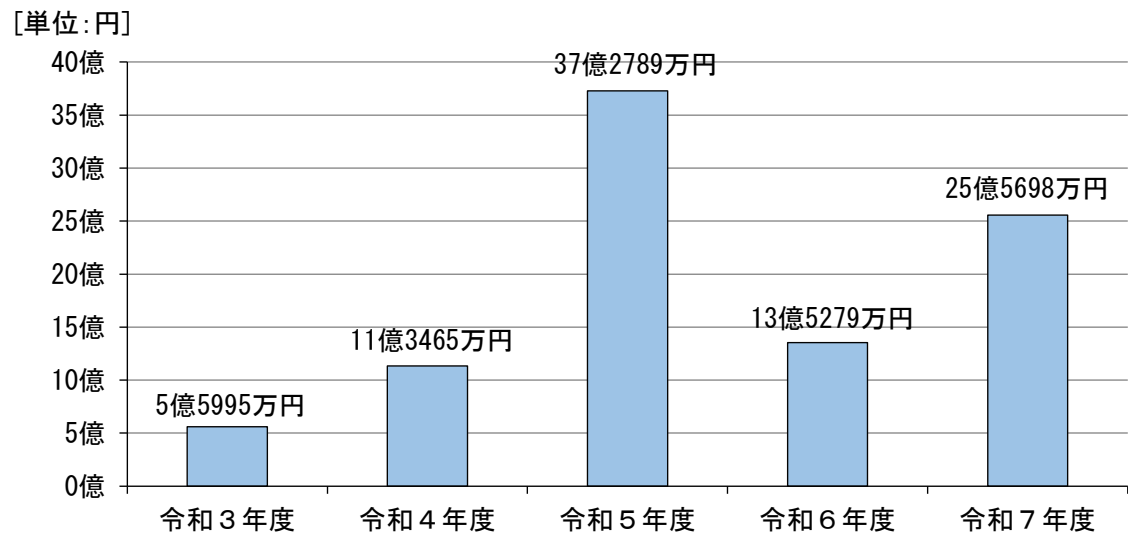


(注) () 内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

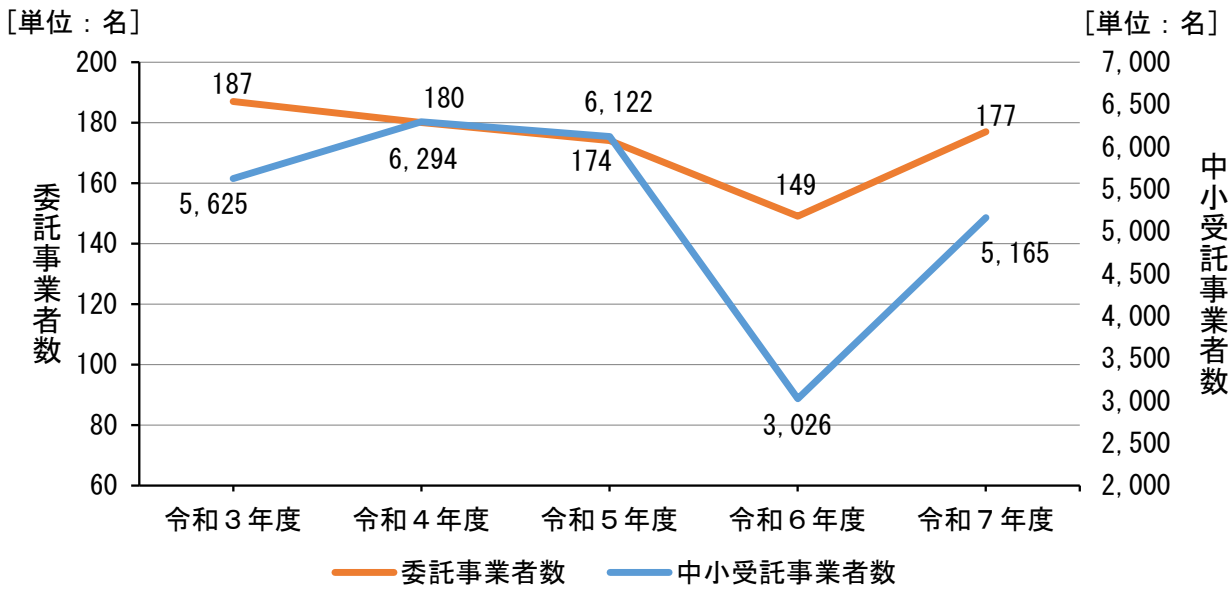
○原状回復額の推移、原状回復を行った委託事業者数

・原状回復を受けた中小受託事業者数の推移

原状回復額の推移



原状回復を行った委託事業者数・原状回復を受けた中小受託事業者数の推移



定期調査の実施状況

[単位：名]

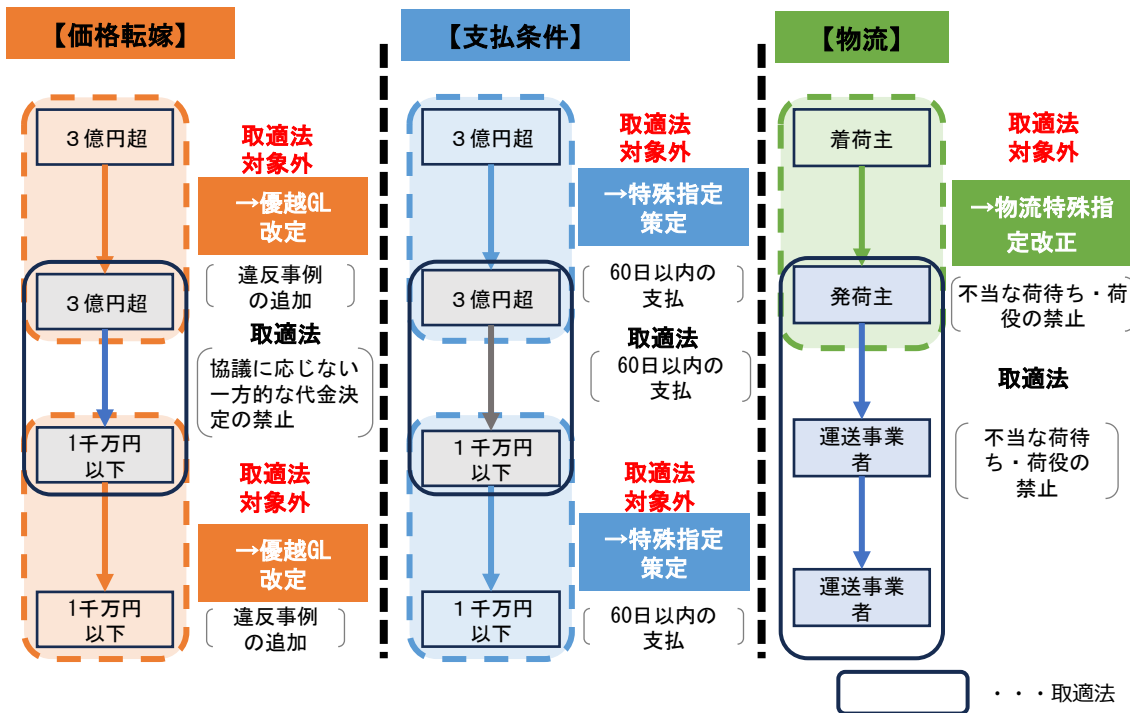
年 度	委託事業者調査	中小受託事業者調査	合計
令和7年度	65,000	300,000	365,000
製造委託等	39,851	188,831	228,682
役務委託等	25,149	111,169	136,318
令和6年度	90,000	330,000	420,000
製造委託等	53,144	214,316	267,460
役務委託等	36,856	115,684	152,540
令和5年度	80,000	330,000	410,000
製造委託等	46,900	199,138	246,038
役務委託等	33,100	130,862	163,962

中小事業者等の取引適正化に向けた取組

開催趣旨等

第1回：令和7年7月30日 第2回：令和7年10月2日 第3回：令和7年11月18日 第4回：令和8年3月10日

- 公正取引委員会は、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化、物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応など「企業取引研究会報告書」（令和6年12月25日公表）において示された課題に対応し、取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方を中心に検討することを目的として、中小企業庁と共催で「企業取引研究会」を令和7年7月30日から再度開催しており、これまで計4回実施した。
- 公正取引委員会は、同研究会における議論を踏まえて、前記課題に対応するため、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」改定案、「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不正取引方法」案、「『製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不正取引方法』の運用基準」案及び「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正取引方法」改正案を作成し、令和8年3月12日から意見募集を開始した。これらは令和8年6月に最終版を公表予定であり、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正取引方法」及び「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不正取引方法」については令和9年4月1日に施行予定。



構成員

(五十音順、敬称略)

【委員】

海内 美和	海内工業株式会社 代表取締役社長
魚住 康博	日本経済団体連合会 経済基盤本部長
岡川 勝	全国中小企業団体中央会 常務理事
岡室 博之	駒澤大学経済学部 教授
加毛 明	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
(座長) 神田 秀樹	東京大学 名誉教授
郷野 智砂子	全国消費者団体連絡会 事務局長
鈴木 純	帝人株式会社 シニア・アドバイザー、 経済同友会 副代表幹事
高岡 美佳	立教大学経営学部 教授
滝澤 紗矢子	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
多田 英明	東洋大学 副学長 法学部 教授
中島 宏	関西経済連合会 理事 経済調査部長
仁平 章	日本労働組合総連合会 総合政策推進局長
原 悦子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外 共同事業 パートナー弁護士
廣田 実	全国商工会連合会 産業政策部長
松田 世理奈	阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士
松本 憲治	日本商工会議所 中小企業振興部長
渡辺 努	東京大学 名誉教授
渡邊 弘子	富士電子工業株式会社 代表取締役

【オブザーバー】

金融庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省

※令和8年3月現在

開催趣旨等

第1回：令和7年8月4日 第2回：令和7年11月14日 第3回：令和8年1月13日 第4回：令和8年2月27日

- 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する専門的な議論を行うため、企業取引研究会の下で、令和7年8月4日から、中小企業庁及び特許庁と共催で「知的財産取引適正化ワーキンググループ」を開催しており、計4回実施した。また、同ワーキンググループは、指針の策定の方向性等についての議論の内容について、「知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書」として取りまとめ、令和8年3月11日に公表した。
- 公正取引委員会、中小企業庁及び特許庁は、同ワーキンググループでの議論等を踏まえ、「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針（知財取引指針）」案を作成し、「契約書ひな形」案とともに、令和8年3月30日から意見募集を開始した。同指針案等は令和8年6月に最終版を公表予定。

構成員

<委員（五十音順）>

- 泉 克幸 関西大学総合情報学部 教授
- 鮫島 正洋 弁護士法人内田・鮫島法律事務所
代表パートナー弁護士
- 名倉 啓太 弁護士法人淀屋橋・山上合同弁護士
- 林 いづみ 桜坂法律事務所 弁護士【座長】
- 松田世理奈 阿部・井窪・片山法律事務所
パートナー弁護士
- 松橋 卓司 株式会社メトロール代表取締役

（五十音順、敬称略）※令和8年3月現在

<オブザーバー>

- 東京都知的財産総合センター
- 独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）
- 日弁連知的財産センター
- 日本経済団体連合会
- 日本商工会議所
- 日本弁理士会
- 内閣府知的財産戦略推進事務局

（参考）指針策定までの流れ

公正取引委員会が実施した知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査も踏まえ、知財WGにおいて指針に関する御意見をいただき、公正取引委員会・中小企業庁・特許庁の連名で指針を策定（令和8年6月公表予定）。



(1) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月）

労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの12の行動指針

- <指針の内容> ✓取組方針を経営トップまで上げて決定 ✓発注者側からの定期的な協議の実施
✓価格交渉の際、公表資料を用いること 等

(2) 令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査（令和7年6月～12月）【12月15日結果公表】

- 令和6年度に引き続き、**価格転嫁や労務費転嫁指針の取組状況等に係る調査を実施**
 - ✓ **12万名を超える事業者**を対象に実施
 - ✓ コストに占める労務費の割合が高い、労務費の転嫁率が低いといった、**特に対応が必要な業種**に対して重点的に調査票を送付
 - ✓ 書面調査の結果に基づき、価格転嫁を妨げていること等が疑われる**事業者462名に全都道府県で立入調査を実施**

- 独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者4,334名及び労務費転嫁指針上の独占禁止法及び取適法違反の要件に直接結び付く発注者としての行動指針に沿った行動を採らなかった9,747名に、**注意喚起文書**を送付
- 労務費転嫁指針を知っている事業者の方が**、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする**取引価格の引上げが実現しやすい傾向**にある

明らかとなった主な課題

価格転嫁に係る各指標は、**サプライチェーンの段階を遡るほど低くなる**。
⇒ **中小企業間の取引等、サプライチェーン深層の価格転嫁が十分に進んでいないことが伺われる。**

詳細はこちら



(3) 今後の取組

- 前年度の結果を踏まえた、**価格転嫁円滑化の取組に関する調査の継続実施**
- 労務費転嫁指針及び独占禁止法Q&Aの**普及・啓発**
- 優越的地位の濫用行為等に対する**厳正な法執行**
- 下請法を改正した**取適法（令和8年1月施行）の周知等**

○労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 (改正後) ①

本指針 の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び取適法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び取適法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は取適法上の買いたたきとして、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、取適法上の協議に応じない一方的な代金決定として、それぞれ問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

○労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 (改正後) ②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、別途公表している様式を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的なコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に周知活動を実施してきたところ、引き続き、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び取適法に基づき厳正に対処**していく。

また、事業者が**匿名で情報を提供できるフォーム**を作成し、広く情報を受け付けているところ、引き続き、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

【全国47都道府県における事業者向け説明会】

令和7年8月21日～

- ・ 取適法の周知のため、全国47都道府県での説明会、関係省庁と連携した業種別説明会、業界団体向け説明会を実施。



【中小事業者団体向けのプッシュ型広報・広聴企画の開催】

- ・ 「取引改善のススメ」をテーマとして、受託事業者に労務費転嫁指針等の積極的な活用を促すための「出張！トリテキ会議」を全国各地で開催

【取適法の周知動画（桃太郎動画）】

令和7年11月7日に公正取引委員会ウェブサイトの特設ページ等で公開

- ・ 各種媒体で周知動画の放映
(例：特設ページ、電車内広告、テレビCM等)
- ・ ウェブ広告、SNSの活用



【実務に役立つ具体例の紹介】

- ・ 取適法テキスト(令和7年11月28日に公正取引委員会ウェブサイトで公表)等により具体例を紹介

【取適法個別相談会】

- ・ よろず支援拠点等と連携し、取適法についての個別相談会を全国各地で実施

手形払等の禁止

- 令和8年1月の支払から、急に現金（振込）に変わったところが多く、**当社の資金繰りには余裕が生じた。**
- **取適法に該当する取引も該当しない取引も、現金での取引となった。**これは取適法への対応がされた結果かと理解している。
- 受託取引は全額現金で支払っていただけている。**計画的に代金が回収でき、経営計画を立てやすく、大変ありがたい。**
- 当社は、従前は資金繰りのために、手形や電子記録債権の割引手数料を支払って満期前に割り引くことがあった。以前の金利が安い頃であれば、割引手数料も少額であったが、**金利の上昇により割引手数料を負担に感じていたため、60日以内に代金が満額手に入るのは資金繰り改善につながり大変ありがたい。**

振込手数料

- 最近では下請法の改正を見越して**振込手数料を負担してくれる発注者が増えてきており、法改正の影響を強く感じている。**
- 振込手数料についても以前は当社負担というものもあったが、**現在は発注者負担となっている。**このあたりは、**発注者の取適法への対応の結果ということだ**と思う。

協議に応じない一方的な代金決定の禁止

- **価格協議に応じない姿勢の会社はほとんどいなくなり、価格協議自体には応じてくれるようになった。**
- 客先に協議を求めても拒否されるというケースはなくなった。**エビデンスに基づき協議を求めれば話を聞いてもらえる。**
- 今は価格交渉を求めればどこも門前払いせず、**一昔前とは比べものにならないくらいのスピード感で価格協議に対応してくれる。**

その他（運送）

- **公正取引委員会は、荷主に対して、効果的な施策を打ち出せる役所なので、今後とも、運送業界に対する指導をお願いしたい。**